

## 保有個人情報の取扱いに係る業務の外部委託について

### ・第33条第6項について

保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合の検査については、以下のチェックシートで検査を行いますのでご注意ください。

[https://www.nict.go.jp/tender/NICTpersonaldata\\_chk.xlsx](https://www.nict.go.jp/tender/NICTpersonaldata_chk.xlsx)

### ・第33条第7項について

委託先が、再委託先、再々委託先の検査を行う場合も、当機構のチェックシートをご使用ください。

--以下、規程の抜粋--

## 第8章 個人データの提供

(個人データの第三者への提供)

第32条 個人情報保護管理者は、個人データを第三者へ提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすこととする。

2 個人情報保護管理者は、個人データを第三者へ提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより当該措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、職員等は、番号法第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

## 第9章 業務の委託等

(業務の委託等)

第33条 個人データの取扱いに係る業務を外部に委託し又は請け負わせる場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託又は請負先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面（電磁的記録を含む。）で確認するものとする。

一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本条において同じ。）の制

限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

- 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
  - 四 個人情報の安全管理措置に関する事項
  - 五 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
  - 六 委託又は請負の終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
  - 七 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
  - 八 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先又は請負先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- 2 個人番号関係事務の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先において、番号法に基づき独立行政法人等が果たすべき措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。また、契約書等に、前項で定める事項に加え、以下の事項を明記する。
- 一 事務所等内からの特定個人情報等の持ち出しの禁止に関する事項
  - 二 特定個人情報等を取り扱う従事者の明確化及び従事者の監督・教育に関する事項
  - 三 契約内容の遵守状況の報告に関する事項
  - 四 必要に応じて実施可能とする委託先に対する実地の調査に関する事項
- 3 個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- 4 個人番号関係事務の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託を受けた者において、独立行政法人等が果たすべき措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、個人番号関係事務の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
- 6 個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人データの秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 7 委託先において、個人データの取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人データの秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を講ずるものとする。個人データの取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 8 第4項の規定により個人番号関係事務の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第1項から第7項までの規定を適用する。

9 個人データ等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

10 個人データを提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人データの秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。